

男女共同参画プラン第7版（仮）策定にあたって

1. 第六次総合計画後期基本計画との整合を図る
政策4「暮らしの安心を支える」 施策2.「男女共同参画の推進」
→総合計画で設定した「めざす姿」をプラン施策体系の基本理念に設定し、「めざす姿」の実現にむけて取り組むためのプランであることを示す。
2. 第6版の取り組みや令和6年度に実施したアンケート結果から見えた課題を踏まえる
第6版の取り組みに関する課題検証結果は、下記データを参照
 - ・参考1-1_男女プラン第6版取り組み成果・課題に関する専門部員からの意見
 - ・参考1-2_男女プラン第6版取り組み成果・課題に関する自治振興課検証
 アンケート結果から見えた課題は、下記データを参照
(令和7年度第1回協議会資料として配布したもの)
 - ・男女・市民アンケート集計 p.4-5
 - ・男女・事業所アンケート集計 p.4
3. 国、県の動向を踏まえる
 - (1) 国の動き
 - ① GGI ジェンダー・ギャップ指数
世界経済フォーラムが、経済、教育、健康、政治の分野毎に各使用データをウェイト付けしてジェンダー・ギャップ指数を算出している。
2025年6月12日に発表された結果…日本は118位/世界148か国。
(女性閣僚が少ない等) 政治分野で数値が際立って低い。
 - ② 第5次男女共同参画基本計画(令和2(2020)年12月閣議決定、令和5年12月26日一部変更閣議)を策定
計画の中で、「目指すべき社会」として4項目が設定されている。
 - ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
 - ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
 - ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
 - ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会
 →女性に対する暴力は根絶されている。
「昭和の働き方」ともいふべき「男性中心型労働慣行」から脱却し、女性が健康的に活躍できている。
 - ③ 女性版骨太の方針2025(令和7年6月10日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定)の中で、下記5点が取組事項として設定されている。
 - I 女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり

- Ⅱ 全ての人希望に応じて働くことができる環境づくり
- Ⅲ あらゆる分野の意思決定層における女性の参画拡大
- Ⅳ 個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会の実現
- Ⅴ 女性活躍・男女共同参画の取組の一層の加速化

詳しくは、「参考 1-5_女性活躍・男女共同参画の重点方針 2025（女性版骨太の方針 2025）」を参照

④ 男女共同参画に関する法律制定、改正

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）
改正法が令和 7 年 6 月 11 日公布、公布後 1 年 6 か月以内の政令で定める日に施行
（主な内容）
法律の有効期限が令和 8 年 3 月 31 日→令和 18 年 3 月 31 日まで延長
従業員数 101 人以上の企業に「男女間賃金差異」及び「女性管理職比率」の情報公表義務が課される
- 育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法
改正法が令和 7 年 4 月 1 日から段階的に施行
（主な内容）
子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充
育児休業の取得状況の公表義務の拡大や次世代育成支援対策の推進・強化
介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等
- 配偶者暴力防止法（DV 防止法）
改正法が令和 6 年 4 月 1 日施行
（主な内容）保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化等
- 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）
令和 6 年 4 月 1 日に施行
（主な内容）DV 被害者・生活困窮にある女性への包括的支援

(2) 県の動き

パートナーしがプラン 2030 の策定に向け取組を行っている

計画期間は令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間

（基本理念 令和 7 年 6 月 25 日骨子案より）

すべての人は平等であり、性別にかかわらず、一人ひとりが大切な存在。性別にかかわらず個性や能力を発揮できること、性別により差別的な取扱いを受けないこと等、一人ひとりの人権が保障されることは当然のことであり、人が幸せでいるために根幹となるもの。男女共同参画の取組は、ジェンダー平等社会の実現に向けた一翼を担うものであり、性別や性的指向・ジェンダーアイデンティティにかかわらず誰もが活躍できる、誰一人取り残さない社会の実現につながる。

第7版施策体系案のポイント

1. 基本理念に「第六次総合計画後期基本計画」の男女共同参画の推進分野でめざす姿と同内容を設定
2. 全体を通じた重要な視点
項目ごとの設定根拠
 - 1 政策決定プロセスへの女性参画
…ジェンダーギャップ指数の結果（政治分野で不平等）
女性版骨太の方針 2025（あらゆる分野の意思決定層における女性の参画拡大）
市内事業所における女性管理職割合の減少（第6版課題）
自治会長に占める女性の割合が30%以下（第6版課題）
市民アンケート結果（政治経済分野で「平等である」の回答割合が低い）
 - 2 性別役割分担意識の解消・慣行の見直し
…市民アンケート結果（生活費の確保は男性、家事や育児などのケア労働は女性の役割と回答する傾向 等）
 - 3 健康と心身の幸福（ウェルビーイング）
…女性版骨太の方針 2025（安心・安全が確保される社会）
健康づくりを実践するまちづくりが推進されていると思う市民割合が低い（第6版課題）
 - 4 女性人材育成、教育
…女性版骨太の方針 2025（全ての人が希望に応じて働くことができる）
市内事業所における女性管理職割合の減少（第6版課題）
市内女性25～44歳の就業率が減少（第6版課題）
3. 基本目標
第6版の施策体系を踏まえつつ、第7版で重点的に取組む方向性を見えやすくすることに留意した 【 】は、関連する法律名、略称あるものは略称で表示]
 - 1 多様性でつながり生きられる【男女共同参画社会基本法】
…人権尊重、多様性の受容、あらゆる分野での男女共同参画の視点反映
 - 2 自分らしく活躍できる【女性活躍推進法】
…女性活躍、女性人材育成、ワーク・ライフ・バランス
 - 3 誰もが安心・安全に暮らせる【DV防止法、女性支援新法】
…DV根絶、困難な問題を抱える女性への支援、防災分野の男女共同参画
女性の心身の健康づくり

4. 具体的施策の方向

「男女共同プラン第7版（仮）策定にあたっての留意点」（この資料 p1-2）を踏まえつつ、第7版で重点的に取り組む必要がある内容に絞って設定した

第7版では、**基本目標「2 自分らしく活躍できる」を最重要取組に位置づけ**

（女性活躍「第5次男女共同参画基本計画」や「女性版骨太の方針2025」の取組事項の筆頭に設定されているのが根拠）

- ・育児・介護支援制度を充実し、女性が働きやすい環境にする
 - ・市職員がワーク・ライフ・バランス実現のモデルになる
 - ・女性が自身でキャリアやライフプランを選べるための支援や教育の充実
- 取組みを通じて、

女性の活躍、女性の自己実現が進む

⇒**市民全体に活力が生まれる**

⇒**すべての市民がずっと栗東に住み続けたいくなる**

そんな栗東（まち）づくりをめざす